

企業認定制度を活用して 働きやすさを「見える化」

— 認定を受けることで、働きやすい職場環境をアピールできます。 —

国は、企業の人材確保・定着のため企業認定制度を設けています。企業認定制度を受けることにより、自社の取り組みを振り返るとともに、対外的に自社の取り組みを可視化し、働きやすい職場環境をアピールできます。

また、市では、業務効率化や生産性向上を図り、従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、企業認定制度を取得した中小企業を支援する「久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金」を行っています。

認定を受けるメリット

- ①自社の商品や広告などで認定マークが使用でき、働きやすい職場環境をアピールすることで、人材確保・定着につながります
- ②日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援金(企業活力強化貸付)」を利用する場合、金利の引き下げ対象となります
- ③公共調達で加点評価の対象となるなど、さまざまなメリットがあります

企業認定制度の紹介

子育て支援「くるみん認定」(厚生労働省)

仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。



若年者雇用・育成「ユースエール認定」(厚生労働省)

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理状況などが優良な企業を認定する制度です。



女性活躍推進「えるぼし認定」(厚生労働省)

女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業を認定する制度です。



詳しくはこちら▼



久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金

令和7年度内に「くるみん」・「えるぼし」・「ユースエール」のいずれかを取得し、今後も従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を支援します。

対象

令和7年度内に「くるみん」・「えるぼし」・「ユースエール」のいずれかの認定を取得し、次の全てを満たす中小企業

- ①市内に本社及び事業所を有すること
- ②事業の効率化や生産性向上等に取り組んでいる、または取り組もうとしていること
- ③市税の滞納がないこと
- ④暴力団排除条例等に該当していないこと

助成金額

20万円(定額)

※1事業者あたり、1会計年度につき、新たに取得した1つの認定に限る

申請期限

支給要件を満たした日の翌日から起算して2か月を経過した日、もしくは3月31日(月)のいずれか早い日まで。

問 労政課

☎ 0942-30-9046

☎ 0942-30-9707

✉ rousei@city.kurume.lg.jp

詳しくはこちら▼

